

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

- (1)対象となる設備
- (2)報告様式
- (3)検査項目について
- (4)機械換気設備
- (5)排煙設備
- (6)非常用の照明装置

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

(1) 対象となる設備

対象となる設備

特定建築物定期調査報告

対象建築物

- ・ 劇場、映画館等
- ・ ホテル、旅館
- ・ 病院
- ・ 有床診療所
- ・ 百貨店、マーケット
- ・ 飲食店等
- ・ 就寝用福祉施設
- ・ 体育館、博物館等
- ・ 地下の工作物内に
設ける建築物(福岡市のみ)
- ・ 共同住宅

共同住宅を除く
定期調査対象の
建築物に設けられた

- 機械換気設備
- 排煙設備
- 非常用の照明装置
- × 給水設備及び排水設備

対象となる設備

対象設備について

毎年1回

定期検査・報告が
必要です。

共同住宅を除く
定期調査対象の
建築物に設けられた

○機械換気設備

○排煙設備

○非常用の照明装置

×給水設備及び排水設備

対象となる設備

特定行政庁福岡市の場合

毎年報告が必要

行政	用 途		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火
福岡市	A	劇場、映画館等		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	B	ホテル、旅館	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	C	病院		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	D	百貨店、マーケット		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	E	共同住宅				○								
	F								○					
	G											○		
	H	地下街		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	I	飲食店等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	J	有床診療所		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	K	就寝用福祉施設		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	N	体育館、博物館等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○

共同住宅は対象外

対象となる設備

特定行政庁福岡県、北九州市の場合

行政	用 途		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火
福岡県	A	劇場、映画館等		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	B	ホテル、旅館	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	C	病院		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	D	百貨店、マーケット		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	E	共同住宅				○								
	F								○					
	G		○									○		
	I	飲食店等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	J	有床診療所		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	K	就寝用福祉施設		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	L			○	○		○	○	○	○	○		○	○
	M		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	N	体育館、博物館等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
北九州市	A	劇場、映画館等		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	B	ホテル、旅館	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	C	病院		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	D	百貨店、マーケット		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	E	小倉北区				○								
	F	共同住宅							○					
	G	門司区・小倉南区・戸畑区 若松区・八幡東区・八幡西区	○									○		
	I	飲食店等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	J	有床診療所		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	L	就寝用福祉施設		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	M		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	N		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○

毎年報告が必要

共同住宅は
対象外

対象となる設備

特定行政庁久留米市、大牟田市の場合

行政	用 途		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火	建築	設備	防火
久留米市	A	劇場、映画館等		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	B	ホテル、旅館	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	C	病院		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	D	百貨店、マーケット		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	E	共同住宅				○								
	F								○					
	G		○									○		
	I	飲食店等		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	J	有床診療所		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	L	就寝用福祉施設		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	N	体育館、博物館等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
大牟田市	A	劇場、映画館等		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	B	ホテル、旅館	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	C	病院		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	D	百貨店、マーケット		○	○	○	○	○		○	○		○	○
	E	共同住宅				○								
	F								○					
	G		○									○		
	I	飲食店等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	J	有床診療所		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	K			○	○	○	○	○		○	○		○	○
	L	就寝用福祉施設		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	M		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○
	N	体育館、博物館等	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○

毎年報告が必要

共同住宅は
対象外

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

(2) 報告様式

報告書の様式

< 共通 >

建築設備定期検査報告書(第36号の6様式)

建築設備定期検査報告概要書(第36号の7様式)

< 設備別 >

換気設備の検査結果表
(別記第1号)

法28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた
居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く)の
換気状況評価表(別表1)

換気設備を設けるべき

調理室等の換気風量測定表(別表2)

排煙設備の検査結果表
(別記第2号)

排煙風量測定記録表(別表3、3-2、3-3)

非常用照明装置
の検査結果表
(別記第3号)

非常用の照明装置の照度測定表(別表4)

+ 大臣指定検査項目年度別実施計画表(任意)

※ 要是正の場合は、関係写真(別添様式)を添付する。

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

(3) 検査項目について

検査項目とは

検査項目は

平成20年国土交通省告示第285号

に定められている。

※ 告示の一部改正（令和2年4月1日施行）

- 別表第一 換気設備
- 別表第二 排煙設備
- 別表第三 非常用の照明装置

大臣指定項目とは

原則、全ての検査項目について毎年検査を実施するが、大臣指定項目については3年間に1回でよい。

大臣指定項目とは

種類	大臣指定項目
換気設備	・各居室の換気量 ・中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 ・各居室の温度 ・各居室の相対湿度 ・各居室の浮遊粉じん量 ・各居室の一酸化炭素含有率 ・各居室の二酸化炭素含有率 ・各居室の気流
排煙設備	・排煙口の排煙風量 ・中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 ・遮煙開口部の排出風速
非常用の照明装置	

大臣指定項目とは

原則、全ての検査項目について毎年検査を実施するが、大臣指定項目については3年間に1回でよい。

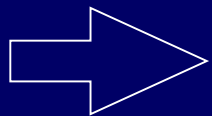
■ 報告方法

①一括検査

3年に一度**全数**検査し、報告する。

②抽出検査

毎年一定数を抽出した上で、
3年間で**全数**を実施し、毎年報告する。



大臣指定検査項目年度別実施計画表
(任意様式)で管理(県内任意で提出)

大臣指定検査項目年度別実施計画表(例1)

3年までの間に1回行う検査項目の年度別実施状況表

※ 1年目から3年目までの検査(実施・予定)箇所当該する枠内のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

種類	各建築設備検査結果表における 検査項目番号及び検査項目	1年目検査実施箇所 (令和3年 4月実施)	2年目検査(実施・ 予定)箇所 令和4年 4月実施)	3年目検査(実施 ・予定)箇所 令和5年 4月実施)
換気設備	評価表(別表1) 1(9) 各居室の換気量	☐ 該当無 全数を実施 実施せず ☒ 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず ☒ 一部実施(次年に繰越し・ 当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず ☒ 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>
	1(10) 中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況	地下1階 第2会議室(1/8)	地下1階 第1会議室 1~3階の全居室(6/8)	地下1階 管理室(1/8)
	1(16) 各居室の温度 ☒ 該当無	全数を実施	全数を実施	全数を実施
	1(17) 各居室の相対湿度 1(18) 各居室の浮遊粉じん量 1(19) 各居室の一酸化炭素含有率 1(20) 各居室の二酸化炭素含有率 1(21) 各居室の気流	実施せず 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所を下欄に記入>	実施せず 一部実施(次年に繰越し・当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>	実施せず 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>
機械排煙 風量測定 特殊な構造の排煙 設備	1(18) 排煙口の排煙風量	☐ 該当無 全数を実施 実施せず ☒ 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず ☒ 一部実施(次年に繰越し・ 当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず ☒ 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>
	1(19) 中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況	1階 廊下(1/5)	地下1階及び2階の廊下、 1階ロビー (3/5)	3階 廊下 (1/5)
	1(37) 排煙口の排煙風量 ☒ 該当無	全数を実施	全数を実施	全数を実施
	1(38) 中央管理室における制御 及び作動状態の監視の状況	実施せず 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所を下欄に記入>	実施せず 一部実施(次年に繰越し・当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>	実施せず 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>
加圧防排煙	2(24) 遮煙開口部の排出風速	☐ 該当無 全数を実施 実施せず 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず 一部実施(次年に繰越し・当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>
給排水設備及び 再利用・中水	3(7) 雑用水の用途	☐ 該当無 全数を実施 実施せず 一部実施(次年に繰越し) <一部実施は実施箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず 一部実施(次年に繰越し・当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>	☐ 全数を実施 実施せず 一部実施(当年で全数実施) <一部実施は実施・予定箇所を下欄に記入>

初年度(令和3年度)～終年度(令和5年度)

建築物名称 **〇〇ビル**

センター受付番号

大臣指定検査項目年度別実施計画表(例2)

大臣指定検査項目年度別実施計画(参考例)				建物名: ○○ホテル			
種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	換気居室名	各室の換気量	室内環境測定記録	各室の換気量	室内環境測定記録	各室の換気量	室内環境測定記録
換気設備	1F物販店舗	●	—		—		—
	2F管理室		—	●	—		—
	2F事務所		—	●	—		—
	2Fホテルロビー		—		—	○	—
	2F食堂		—		—	○	—
	3F客室1	●	●				
	3F客室2	●	●				
	3F客室3	○	○	●	●		
	4F客室1			●	●		
	4F客室2			●	●		
	4F客室3			●	●		
	5F客室1					○	○
	5F客室2					○	○
	5F客室3					○	○
	中央管理室における制御及び作動状況の監視の状況	●					
排煙設備 (機械排煙)	排煙区画名	排煙口の排煙風量		排煙口の排煙風量		排煙口の排煙風量	
	1F物販店舗	●					
	2F管理室			●			
	2F事務所			●			
	2Fホテルロビー					○	
	2F食堂					○	
	中央管理室における制御及び作動状況の監視の状況	●					

室内環境測定の対象でない

令和3年度実施済

令和3年度実施出来なかった為
令和4年度に延期

令和4年度(本年)
実施

令和5年度実施予定

計画表(例2)の作成・管理手順

<作成>

- ①3カ年の実施計画表を作成する。
- ②実施予定年に○をつける。

<管理>

- ①検査を実施した室は●にする。
- ②実施できなかった室は○のまま。
- ③3カ年度報告時には全ての室が実施されていること。

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

(4) 機械換気設備

報告書第二面 抜粋

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】

- ☐ 中央管
- ☐ その他

換気には有効な開口部の面積が法第28条第2項の規定を満たさない室(【ハ. 居室等】に該当するものを除く)⇒別表1

【ロ. 火気使用室】

- ☐ 自然換気設備(系統室)
- ☐ 機械換気設備(系統室)
- ☐ 無

【ハ. 居室等】

- ☐ 自然換気設備(系統室)
- ☐ 機械換気設備(系統室)

【ニ. 空気

備・)

ガス等を使用している厨房、湯沸室、浴室等(法第28条第3項の居室のうち、特殊建築物の居室を除くもの)⇒別表2

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場等の用途に供する建築物の居室
(法第28条第3項の居室のうち、調理室等の火気使用室を除くもの)⇒別表1

検査結果表(別記第一号(抜粋))

別記第一号 (A4)

検査結果表
(換気設備)

当該検査に関与した検査者			氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者					
	その他の検査者					

番号	(い) 検 査 項 目	(ろ) 検 査 事 項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)					
(1)	機械換気設備 (機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)		風道の取付けの状況				
(6)		風道の材質				
(7)		給気機又は排気機の設置の状況				
(8)		換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備を含む。)の性能				
(10)		各居室の換気量				
(11)	中央管理方式の空気調和設備	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(12)		空気調和設備の設置の状況				
(13)		空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(14)		空気調和設備の運転の状況				
(15)		空気ろ過器の点検口				
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(17)		各居室内の温度				
(18)		各居室内の相対湿度				
(19)	空気調和設備の性能	各居室の浮遊粉じん量				
(20)						

<大臣指定検査項目:3年のうちに全数検査>

換気設備 (別記第一)

■ 機械換気設備の性能

- 各居室の換気量 (9)
- 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 (10)

■ 空気調和設備の性能

- 各居室内の温度 (16)
- 各居室内の相対湿度 (17)
- 各居室の浮遊粉じん量 (18)
- 各居室の一酸化炭素含有率 (19)
- 各居室の二酸化炭素含有率 (20)
- 各居室の気流 (21)

注意

調理室等の火気使用室の換気風量は大臣指定項目ではない
毎年全数測定が必要⇒別表2

法28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた

居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く)の換気状況評価表(別表1)

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名*注1	必要換気量 (m ³ /h)	換気方式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。

注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注3) 換気状況の評価値には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。

・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。

無窓居室等の換気設備の換気風量を測定する

大臣指定項目: 全ての無窓居室等について3年以内に実施

次年度に
実施する場合

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けなかった居室を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	測定機器	メーカー名	(株)○○○		型 号 等	□□□-□□□	
階	室 番号	室名	必要換気量 (m3/h)	換 気 方 式	系統 番号	換気設備機種名*注1)	気状況の評価*注2)	判 定
B1	1	監視室	100	一種 ・ 二種 三種	1	天井扇	今回実施せず (次年度実施予定)	指摘なし・要是正
B1	2	第1会議室	360	一種 ・ 二種 ・ 三種	2	外気処理ユニット	583m3/ h	指摘なし ・ 要是正
B1	3	第2会議室	534	一種 ・ 二種 ・ 三種	2	外気処理ユニット	今回実施せず (前年度実施済 745m3/ h)	指摘なし・要是正
				一種 ・ 二種 ・ 三種				指摘なし・要是正
1	4	警備室	100	一種 ・ 二種 ・ 三種				
1	5	営業部	360	一種 ・ 二種 ・ 三種				
1	6	応接室	100	一種 ・ 二種 ・ 三種				
		上記合計	560	一種 ・ 二種 ・ 三種	2	外気処理ユニット	648m3/ h	指摘なし ・ 要是正
				一種 ・ 二種 ・ 三種				指摘なし・要是正
2	7	事務室	224	一種 ・ 二種 三種	3	換気扇	二酸化炭素含有率798 p p m※	指摘なし ・ 要是正
3	8	事務室	224	一種 ・ 二種 三種	4	換気扇	二酸化炭素含有率675 p p m※	指摘なし ・ 要是正
				一種 ・ 二種 ・ 三種			※ビル衛生管理法の室内環境測定記録による (H25年2月13日実施)	指摘なし・要是正
				一種 ・ 二種 ・ 三種				指摘なし・要是正

前年度実施した実績を記載

前年度実施した
実績を記載

注1) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注2) 「換気状況の評価欄」には、外気取り入れ量と換気設備の風量とを比較し、
これに代わる、各室の二酸化炭素濃度を記入する。

室数は、報告書第二面【5.】の
【イ. 無窓の居室】【ハ. 居室等】に記載した
室数と一致すること

対象となる**全室**の
室名・必要換気量・換気方式を記載

報告書第二面 抜粋

【 5 . 換気設備の概要】

【イ．無窓居室】	☐ 自然換気設備（ 系統 室）	☐ 機械換気設備（ 系統 室）
	☐ 中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）	
	☐ その他（ 系統 室）	☐ 無
【ロ．火気使用室】	☐ 自然換気設備（ 系統 室）	☐ 機械換気設備（ 系統 室）
	☐ その他（ 系統 室）	☐ 無
【ハ．居室等】	☐ 自然換気設備（ 系統 室）	☐ 機械換気設備（ 系統 室）
	☐ 中央管理方式の空気調和設備（ 系統 室）	
	☐ その他（ 系統 室）	☐ 無
【ニ．防火ダンパーの有無】	☐ 有	☐ 無

注意：

【イ．無窓居室】+【ハ．居室等】 ⇒ 別表1の系統数・室数と一致すること

注意：

【ハ．居室等】は「劇場等」の居室 ⇒ 法第2条第四号の居室とは異なります！！

換気設備を設けるべき調理室等の 換気風量測定表(別表2)

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A 4)

測定年月日		令和	年	月	日	測定機器 メーカー名				型式番号等		
室 番号	室番 (場所)	使用器具		発熱量(kW)		換気型式(n)	必要換気量 (m³/h)	系統 番号	開口面積 (㎡)	測定風速*注) (m/s)	測定風量 (m³/h)	判 定
						40・30・20・2						指摘なし・要是正
						40・30・20・2						指摘なし・要是正
						40・30・20・2						指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

火気使用室の換気設備の換気風量を測定する

※大臣指定項目ではない: 毎年1回実施

別表2は、大臣指定項目ではないので、対象設備があれば毎年報告が必要

系統数及び室数が、第二面【5.】【口. 火気使用室】の記載と一致すること

別表2 換気設備を設けるべき

測定年月日		令和	日	測定機器 メーカー名		(株) ○○○		型式番号等		□□□-□□□	
室番号	室番(場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量(m³/h)	系統番号	開口面積(m²)	測定風速*注(m/s)	測定風量(m³/h)	判定	
1	1階給湯室	5号給湯器	11.4	40・30・20・2	424	1	0.09	1.9	615	指摘なし・要是正	
2	2階給湯室	5号給湯器	11.4	40・30・20・2	424	2	0.09	2.2	712	指摘なし・要是正	
3	3階給湯室	5号給湯器	11.4	40・30・20・2	424	3	0.09	2.1	680	指摘なし・要是正	
4	4階給湯室	5号給湯器	11.4	40・30・20・2	424	4	0.09	1.6	518	指摘なし・要是正	
5	5階給湯室	ガスレンジ	16.6	40・30・20・2	463	5	0.07	2	504	指摘なし・要是正	
				40・30・20・2						指摘なし・要是正	
6	6階給湯室	炊飯器	10.2	40・30・20・2						指摘なし・要是正	
	(2系統1室)	フライヤー	11.5	40・30・20・2						指摘なし・要是正	
		上記合計	21.7	40・30・20・2	404	6	0.18	0.5	324	指摘なし・要是正	
		ガスレンジ	20.9	40・30・20・2	389	7	0.2	0.6	432	指摘なし・要是正	

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

必要換気量(m³/h) = 発熱量(kW) × 理論排ガス量(m³/kWh) × 排気フード等の換気型式(n)
 最下段ガスレンジの例: 20.9 × 0.93 × 20 = 388.74

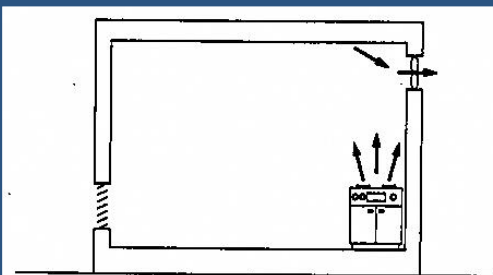
測定風量(m³/h) = 3600 × 測定風速(m/s) × 開口面積(m²)
 最下段ガスレンジの例: 3600 × 0.2 × 0.6 = 432

換気型式nは、フード形状等によって決まる

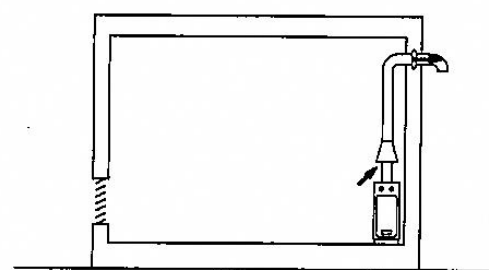
別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日		令和　○　年　○　月　○　日		測定機メーカー名		(株)○○○		型式番号等		□□□-□□□	
室番号	室番（場所）	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量（m ³ /h）	系統番号	開口面積（m ² ）	測定風速 ^{*注} （m/s）	測定風量（m ³ /h）	判　　定	
1	1階給湯室	5号給湯器	11.4	40・30・20・2	424	1	0.09	1.9	615	指摘なし・要是正	
2	2階給湯室									指摘なし・要是正	
3	3階給湯室									指摘なし・要是正	
4	4階給湯室									指摘なし・要是正	
5	5階給湯室									指摘なし・要是正	
6	6階給湯室									指摘なし・要是正	
	(2系統1室)									指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
										指摘なし・要是正	
		</									

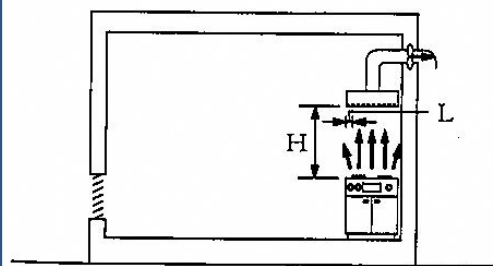
注) 「測定風速」欄には、



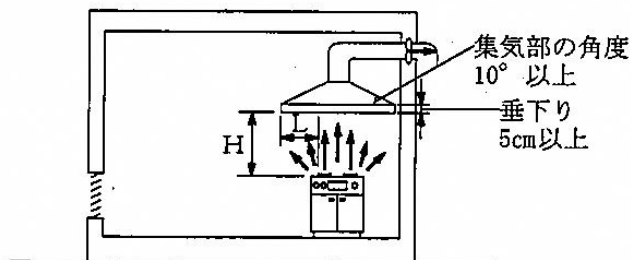
V=40kQ
(イ) 排気フードなし



V=2kQ
(ロ) バフラー付煙突



V=30kQ
(ハ) 排気フードⅠ型
H: 1m以下
L: H/10以上



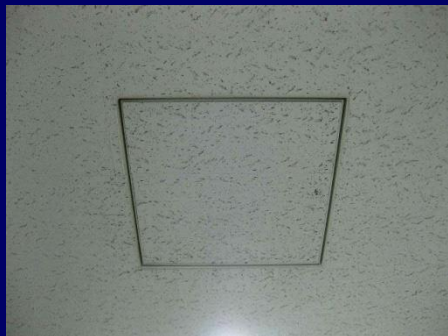
V=20kQ
(ニ) 排気フードⅡ型
H: 1m以下
L: H/2以上

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

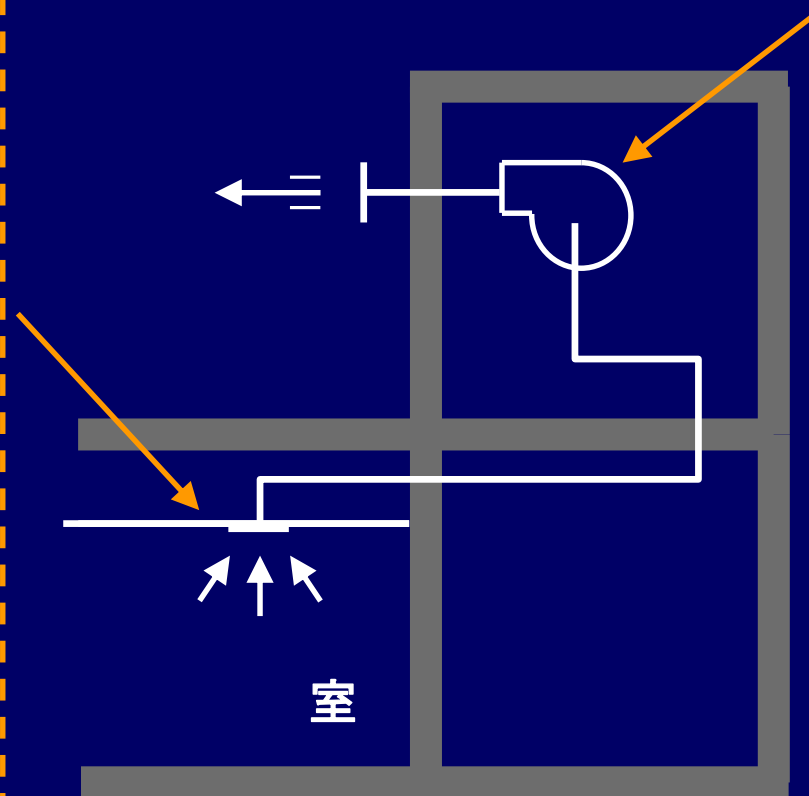
(5) 排煙設備

排煙設備

排煙口



手動開放装置



排煙機



検査結果表(別記第二号)

別記第二号 (A4)

検査結果表

(排煙設備)

当該検査に關与した検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	(イ) 検 査 項 目	(ロ) 検 査 事 項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況			
(2)			排煙風道との接続の状況			
(3)			排煙出口の設置の状況			
(4)			排煙出口の周囲の状況			
(5)			屋外に設置された排煙出口への雨水等の防止措置の状況			
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況			
(7)			作動の状況			
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況			
(9)			排煙機の排煙風量			
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置			
(12)			排煙口の周囲の状況			
(13)			排煙口の取付けの状況			
(14)			手動開放装置の周囲の状況			
(15)			手動開放装置の操作方法の表示の状況			
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況			
(17)			排煙口の開放の状況			
(18)			排煙口の排煙風量			
(19)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況			
(20)			煙感知器による作動の状況			
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況			
(22)			排煙風道の取付けの状況			
(23)			排煙風道の材質			
(24)			防煙壁の貫通措置の状況			

<大臣指定検査項目：3年のうちに全数検査>

排煙設備 (別表第二)

■ 機械排煙設備排煙口の性能

- 排煙口の排煙風量(18)
- 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況(19)

■ 特殊な構造の排煙設備排煙口の性能

- 排煙口の排煙風量 (37)
- 中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況 (38)

注意) 排煙機及び給気送風機は大臣指定検査項目ではない
(毎年全数測定が必要)

排煙風量測定記録表(別表3)

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

*注1)

測定年月日	令和	年	月	日	測定機器	メーカー名		型式番号等	
1	排煙機系統(機器番号等)				排煙機銘板表示			排煙機の規定風量	
								最大防煙区画面積 $m^2 \times 1 \text{ or } 2 =$ m^3/min	
2					排 煙 口				判 定
	階	区画番号	室 名		排煙口面積 (m^2)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m^3/min)	規定風量 (m^3/min)	
									指摘なし・要是正
									指摘なし・要是正
									指摘なし・要是正
									指摘なし・要是正
									指摘なし・要是正
									指摘なし・要是正
									指摘なし・要是正
3	排 煙 機							判 定	
	排煙機 (番号等)				煙排出口面積 (m^2)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m^3/min)	規定風量 (m^3/min)	
									指摘なし・要是正
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無				予備電源又は直結エンジン 切り替え				
	有 ・ 無				指摘なし・要是正				
5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)								

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

各系統毎に測定表を作成

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

*注1)

測定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	測定機器 メーカー名	(株) ○○○	機種番号等	○○○-○○○
1	排煙機系統 (機器番号等)	排煙機銘板表示	排煙機の規定風量		
	○○○-○○○	廊下系統 (○○-1)	最大防煙区画面積	273 m ² × 1 or ②	= 546 m ³ /min

2	階	区画番号	室名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定
	B1	1	廊下	0.2	今回実施せず	前年度実施済 (122m ³ /min)	106	指摘なし・要是正
	1	2	ロビー	0.5	10.7	321	273	指摘なし・要是正
	1	3	廊下	0.24	7.8	112	124	指摘なし・要是正
	2	4	廊下	0.24	今回実施せず	前年度実施済 (134m ³ /min)	122	指摘なし・要是正
	3	5	廊下	0.24	今回実施せず	次年度実施予定	122	指摘なし・要是正
	4	6	廊下	0.24	今回実施せず	次年度実施予定	122	指摘なし・要是正
								指摘なし・要是正

3	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判定
	○○○	0.9	10.7	578	546	指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有・無	指摘なし・要是正

5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)
	※1系統ずつ系統図を記入する

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

排煙口の風量測定は大臣指定項目
⇒3年に1回実施

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

*注1)

測定年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	測定機器 メーカー名	(株) ○○○		型式番号等	○○○-○○○	
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示		排煙機の規定風量		
	○○○-○○○		廊下系統(○○-1)		最大防煙区画面積 273 m ² × 1 or ② = 546 m ³ /min		
2	排 煙 口						
	階	区画番号	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)
	B1	1	廊下	0.2	今回実施せず	前年度実施済 (122m ³ /min)	106
	1	2	ロビー	0.5	10.7	321	273
	1	3	廊下	0.24	7.8	112	124
	2	4	廊下	0.24	今回実施せず	前年度実施済 (134m ³ /min)	122
	3	5	廊下	0.24	今回実施せず	次年度実施予定	122
	4	6	廊下	0.24	今回実施せず	次年度実施予定	122
3	排 煙 機						
	排煙機 (番号等)		煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	判 定
	○○○		0.9	10.7	578	546	③不適なし・要是正
4	直結エンジン(内燃エンジン)の有無		予備電源又は直結エンジン 切り替え				
	④有・無		⑤不適なし・要是正				
5	排煙系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。

注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注3)

室名、規定風量等は毎年記載
(排煙機風量判定のため)

排煙機の風量測定は毎年実施
(大臣指定項目ではない)

別表3 排煙風量測定記録表 (A4) *注1)

測定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	測定機器 メーカー名	(株) 〇〇〇		型式番号等	〇〇〇-〇〇〇		
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示		排煙機の規定風量			
	〇〇〇-〇〇〇		廊下系統(〇〇-1)		最大防煙区画面積	273 m ² × 1 or ② =	546 m ³ /min	
2	排 煙 口							判 定
	階	区画番号	室 名	排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) *注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
B1	1	1	廊下	0.2	今回実施せず	前年度実施済 (122m ³ /min)	106	指摘なし・要是正
	1	2	ロビー	0.5	10.7	321	273	指摘なし・要是正
	1	3	廊下	0.24	7.8	112	124	指摘なし・要是正
	2	4	廊下	0.24	今回実施せず	前年度実施済 (134m ³ /min)	122	指摘なし・要是正
	3	5	廊下	0.24	今回実施せず	次年度実施予定	122	指摘なし・要是正
	4	6	廊下	0.24	今回実施せず	次年度実施予定	122	指摘なし・要是正

室数=区画数は、報告書第二面【9.】の【ロ.】～【ホ.】と一致すること！！

報告書第二面 抜粋

【 9 . 排煙設備の概要】

【 イ . 避難安全検証法等の適用】 ☐ 区画避難安全検証法 (階)
☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ()

【 ロ . 特別避難階段の階段室又は付室】
☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【 ハ . 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】
☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【 ニ . 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】
☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 加圧式 (区画) ☐ 無

【 ホ . 居室等】
☐ 吸引式 (区画) ☐ 給気式 (区画) ☐ 無

【 ヘ . 予備電源】 ☐ 蓄電池 ☐ 自家発電装置 ☐ 直結エンジン ☐ その他 ()

検査のポイント

1(九) 排煙機の排煙風量

排煙機の性能検査は次のとおりとする

- 当該排煙機の同一排煙系統で排煙機の排煙風量に相当する部分の各防煙区画(エントランス、廊下、休止中の会議室等)の排煙口を開放し、排煙機の**排煙出口の風量**を測定

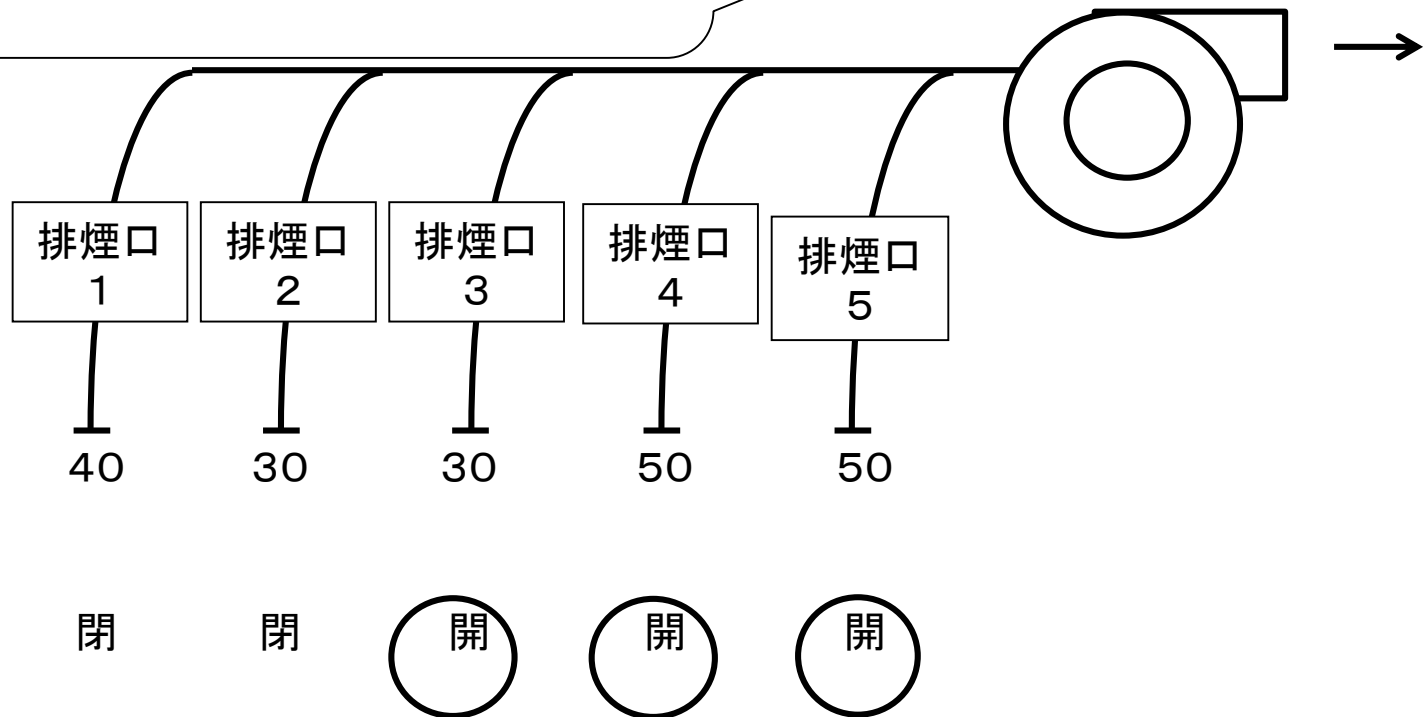
なお、足場がないなどにより排煙出口の風量測定が困難な場合は、排煙口で測定してよい

一般的な方法

検査のポイント

排煙機規定風量を $120\text{m}^3/\text{min}$ とした場合、
排煙口測定風量は下限値 $130\text{m}^3/\text{min}$ となり
排煙出口の規定風量を満たします。

煙排出口の排煙風量(測定風量)
 $=130\text{m}^3/\text{min}$



検査のポイント

1(九) 排煙機の排煙風量

■ 検査方法

排煙出口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次式により排煙風量を算出する。

$$Q=60AV_m \quad (\text{m}^3/\text{min})$$

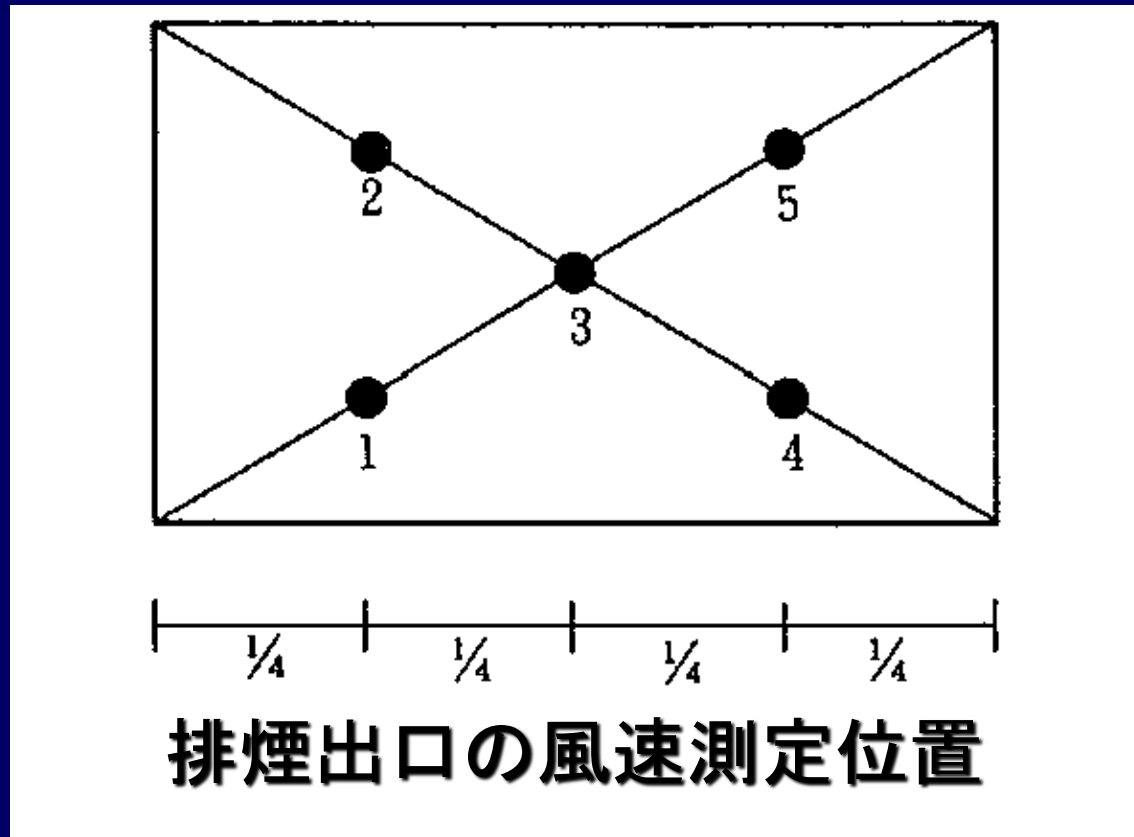
A: 排煙出口面積 (m^2)

V_m : 平均風速 (m/s)

単位に注意
(換気は m^3/h)

検査のポイント

1(九) 排煙機の排煙風量



「排煙出口の同一断面内から5箇所」

検査のポイント

1(九) 排煙機の排煙風量

(測定上の注意事項)

- 風量測定は原則として当該測定室の扉等を開放して行う。
(十分な排煙風量が得られないことがあるため)

3 建築設備の検査のポイント (昇降機等を除く)

(6) 非常用照明装置

検査結果表(別記第三号)

別記第三号 (A 4)

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号		
	代表となる検査者				
	その他の検査者				

番号	(イ) 検 査 項 目	(ロ) 検 査 事 項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要正	既 存 不 適 格	
1	照明器具					
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等				
(2)		照明器具の取付けの状況				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能				
(2)	照度	照度の状況				
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況				
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)				
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線	照明器具の取付け状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)				
(2)		電気回路の接続の状況				
(3)		接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況				
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)				
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況				
(6)		蓄電池設備の非常用電源設備使用の適合性の確認状況				
4	電池内蔵形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況				
(2)		充電ランプの点灯の状況				
5	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置					
(1)	蓄電池	蓄電池の点検の状況				
(2)		蓄電池室の換気の状況				

**大臣指定項目:なし
(全項目を毎年検査・報告すること)**

非常用の照明装置の照度測定表(別表4)

別表 4 非常用の照明装置の照度測定表 (A 4)

測定年月日	令和	年	月	日	測定機器	メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所				最低照度（lx）			判定	
	階	部屋・廊下等							
白熱灯								指摘なし・要是正	
蛍光灯								指摘なし・要是正	
LED								指摘なし・要是正	
その他（ ）								指摘なし・要是正	

(別紙)

[illegible]

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。

注2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、LED、その他()の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

白熱灯、蛍光灯、LEDそれぞれの**最低照度**を記入。

非常用照明照度測定表(別表4)記入例

右欄に記入した**最低照度の照明器具の場所**を記入。

最低照度の測定場所			型式番号等	判定
光源の種類	階	部屋・廊下等	最低照度 (lx)	
白熱灯	3階	廊下	0.5	指摘なし・ 要是正
蛍光灯	2階	屋外階段踊り場 (2~3F)	1.5	指摘なし・ 要是正
L E D	1階	廊下	4.2	指摘なし ・要是正
その他 ()				指摘なし・要是正

(別紙)

階 別	測 定 場 所	測 定 位 置 ^{*注1)}	光源の種類 ^{*注2)}	照 度 (lx)
1F	事務室	出入口付近	白熱灯 (内)	5.4
1F	食堂	出入口付近	白熱灯 (内)	6.8
1F	廊下	非常出口付近	L E D (内)	4.2
2F	202号室	出入口付近	白熱灯 (内)	6.8
2F	205号室	出入口付近	白熱灯 (内)	4
3F	廊下	301号室前	白熱灯 (内)	0.5
1F	階段	踊り場 (1~2F)	蛍光灯 (内)	10
2F	階段	踊り場 (2F)	蛍光灯 (内)	11

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」を記入。

注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、LED、その他を記入。

電池内蔵型の場合には**(内)**を記入

検査のポイント

2(三)照度測定の時刻

○測定時刻は、夜間が望ましい

○外光がある程度遮断できる居室等(概ね100(lx)以下)では、以下の方法によることができる

a.一般照明を消灯、ブラインド等で外光を遮断

b.非常用照明を点灯、照度測定(数値A)

c.非常用照明を消灯、同一地点で測定(数値B)

→ $A-B \geq 0.1 \times B$ または $A-B \geq 10(\text{lx})$ ならば

A-B を非常用照明の照度測定値として良い

検査のポイント

2(三)照度測定を行う場所

■ 検査方法

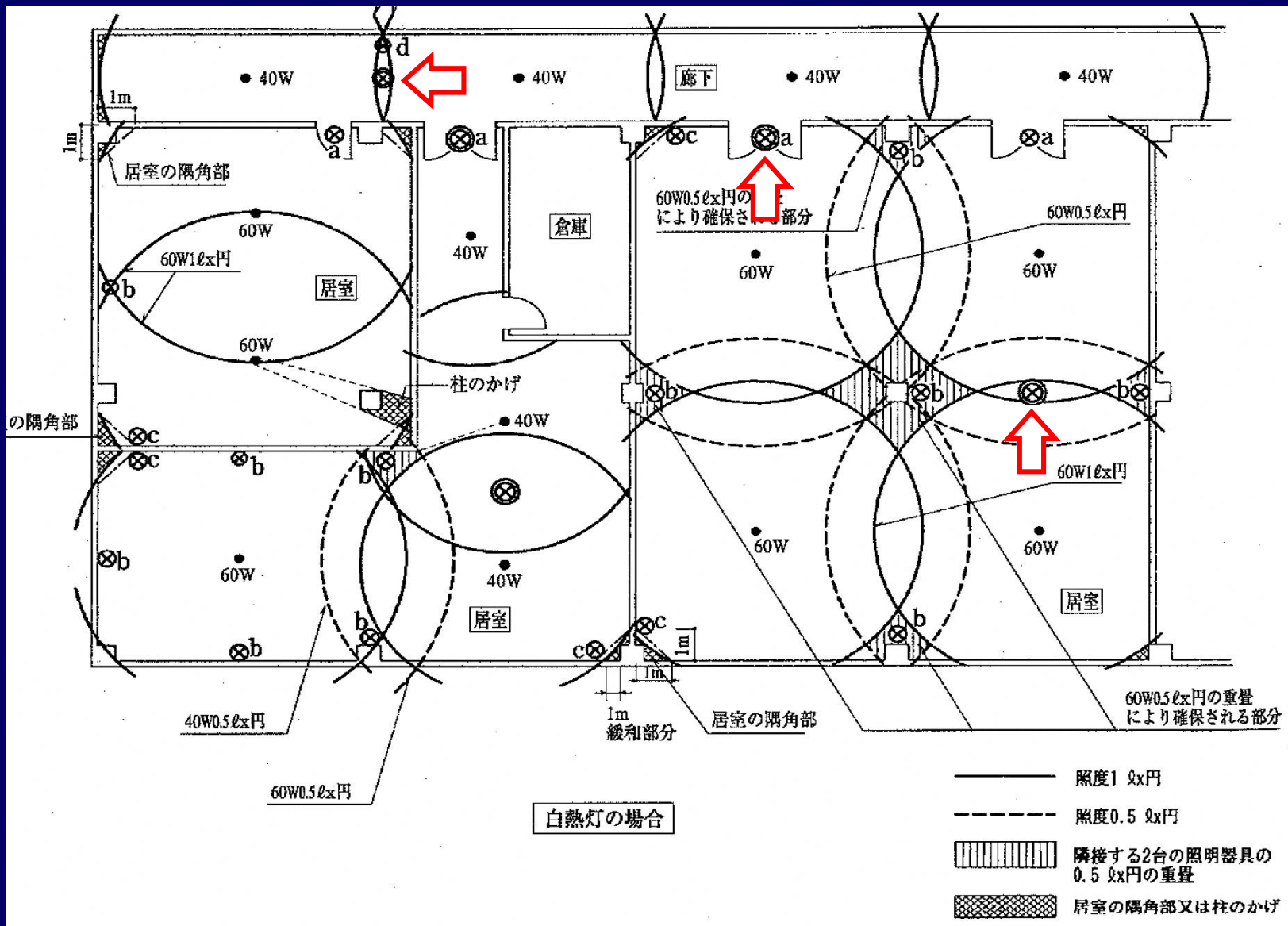
→ 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。

廊下、階段、非常用エレベーターホール
及び居室の出入口等

■ 判定基準

30分点灯後の照度が白熱灯で1(lx)以上、蛍光灯、LEDで2(lx)以上ないこと

測定を必要とする場所の例



建築基準法令以外の法令に基づく検査記録の活用

別表	項目	建築基準法令以外の法令
別表第一 (換気設備)	1 項(四)及び(十三)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
別表第二 (排煙設備)	1 項(二)、(四)、(六)から(八)まで、(十)、(十二)から(十四)まで、(十六)、(十九)、(二十一)、(二十二)及び(二十七)、2 項(一)から(四)まで、(六)から(八)まで、(十)、(十二)、(十三)、(十六)から(二十)まで及び(二十六)から(二十八)まで、3 項(二)、(三)、(五)及び(六)並びに 4 項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
	4 項(三)から(八)まで、(十二)及び(十五)から(十七)まで	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
別表第三 (非常用の照明装置)	5 項(二)から(六)まで並びに 6 項(三)から(八)まで及び(十)から(十七)まで	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
	6 項(三)から(八)まで、(十二)及び(十五)から(十七)まで	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
別表第四 (給水設備及び排水設備)	1 項(二)、2 項(二)、(三)及び(七)並びに 3 項(二)、(三)、(五)、(十一)、(十四)及び(二十二)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)

この表の項目については、建築基準法令以外の法令に基づく検査結果を活用できるようになりました。

参考図書

- 建築設備定期検査業務基準書(2016年版)

- 追補版 建築設備定期検査業務基準書
(2016年版)

編集協力:国土交通省住宅局建築指導課監修

編集・発行:(一財)日本建築設備・昇降機センター
03-3591-2427

<http://www.beec.or.jp/>